

羽生市議会傍聴規則の一部を改正する規則

羽生市議会傍聴規則（昭和34年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 この規則は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（傍聴の手続）</u></p> <p>第3条 <u>会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付カードに記入しなければならない。</u></p> <p>2 <u>会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者がその団体の名称、自己の氏名及び人数を傍聴人受付カードに記入しなければならない。</u></p> <p>3 <u>報道関係者及び羽生市職員であら</u> <u>かじめ議長の許可を得た者は、前2</u> <u>項の規定にかかわらず傍聴すること</u> <u>ができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>（目的）</u></p> <p>第1条 この規則は<u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴人の取締りに関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（傍聴券等の交付）</u></p> <p>第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴証の交付を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>（傍聴券）</u></p> <p>第4条 <u>傍聴券の種類は、一般傍聴券及び団体傍聴券とする。</u></p> <p>2 <u>一般傍聴券は、会議の当日受付で先着順により交付する。</u></p> <p>3 <u>団体傍聴券は、学生生徒その他の</u></p>

者が、団体で傍聴しようとする場合に、その代表者又は責任者に交付する。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴証)

第5条 傍聴証は、報道関係者及び羽生市職員で、議長が特に必要があると認めたものに交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期を通じて傍聴することができる。

(傍聴券への記入)

第6条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名及び年齢等所定の事項を記入しなければならない。

(傍聴人の入場)

第7条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券、又は傍聴証を係員に提示しなければならない。

(傍聴券等の提示)

第8条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴券等の返還)

第9条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が終わったときは、これを返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第10条 傍聴人の定員は60人とする。

2 傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券又は傍聴証を所持する者でも入場させないことがある。

(議場への入場禁止)

第11条 傍聴人は議場に入ることができない。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、60人とする。

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)
第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険なものを持っている者
- (2) ～ (5) (略)
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にある時は次の事項を守らなければならない。

- (1) (略)
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻をし、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) (略)

(5) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。

(6) その他議場の秩序を乱し、又は議事を妨害するような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指

(傍聴席に入ることができない者)
第12条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) ～ (5) (略)
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし議長の許可を得た場合はこの限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第13条 傍聴人は、傍聴席にある時は次の事項を守らなければならない。

- (1) (略)
- (2) 談論し、放歌、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。

(5) (略)

(6) みだりに席をはなれ又は不体裁な行為をしないこと。

(7) その他議場の秩序を乱し又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第14条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし特に議長の許可を得た者はこの限りでない。

(係員の指示)

第15条 傍聴人はすべて係員の指示

示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止しなければならない。この場合において、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第16条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。